

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【6月1日現在の状況】を報告していただきます。
事業所ごとに3部作成し、6月1日から6月30日までに提出してください。
 ※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出が必要です（FAQ3を参照）。

様式第11号（第1面）

事業所枝番号は、許可証に記載されています

（日本産業規格A列4）

※労使協定方式を採用している場合は、
 労使協定書（及び労使協定において就業
 規則等の他の規則を参照している場合は、
 該当箇所の写し）を**2部**添付してください。

許可番号	派13-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

更新年月日ではありません

労働者派遣事業報告書（年度報告）
 （6月1日現在の状況報告）

令和5年6月30日

厚生労働大臣 殿

提出者 株式会社 東京労働局
 代表取締役 東京労働 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称		かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうきょく 株式会社 東京労働局	
2 住所		〒(〇〇〇-XXXX) 東京都千代田区九段南一丁目2番1号（登記簿に合わせる）(ΔΔ)〇〇〇〇-XXXX	
3 代表者の氏名 (法人の場合)		とうきょうろうどう たろう 東京労働 太郎	役名 代表取締役
4 事業所の名称		かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうきょく かいがんしてん 株式会社 東京労働局 海岸支店	
5 事業所の住所		〒(〇〇〇-XXXX) 東京都港区海岸3-9-45 海岸ビル3階（ビル名階数等まで）(ΔΔ)〇〇〇〇-XXXX	
6 大企業、中小企業の別		1 大企業 <input checked="" type="radio"/> 2 中小企業	
7 産業分類		名称	分類番号
		受託開発ソフトウェア業	3911 (4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	
9 民営職業紹介事業との兼業		<input checked="" type="radio"/> 有 2 無	
10 親会社の名称		株式会社 厚生労働省 職業紹介事業の許可を受けているかどうか 備考	
①労働者派遣事業の許可番号		派13-000000	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 13-ユ-000000
11 請負事業の実施		<input checked="" type="radio"/> 有 2 無	
12 労働者派遣事業の売上高		40,000,000	13 請負事業の売上高 10,000,000
14 備考		担当者名：東京 太郎 連絡先：03(3452)-0000 派遣の実績がある場合記載(事業所毎の売上高)	

※労働局記入欄

(1) 決算期末日における人数 (3月末決算の場合 R5. 3. 31 現在)
(2) ~ (6) . . . 【報告対象期間】人数 (第1面の8の期間)

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間 末日現在)

	計	通算雇用期間が1年①	うち同一職場に1年②派遣見込みの者	通算雇用期間が1年③	うち同一職場に1年④派遣見込みの者
①全労働者	100				
②派遣労働者総計	40 (=a+b+c+d)	30(a)	20	10(b)	3
③無期雇用派遣労働者	10(c)	10	10		
④有期雇用派遣労働者	30(d)	20	10	10	3

①は派遣以外(正社員、契約社員、パート、アルバイトなど)も含めた全従業員数(役員は除く)。

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

①③通算雇用期間 → 派遣元での通算雇用期間
②④同じ職場に1年以上派遣見込み → 報告対象期間末日現在、派遣している組織単位(課やグループなど)での通算の派遣契約の期間。

(例) 3月末決算の場合で、令和4年1月に採用された派遣労働者が、1年間の派遣契約を締結。派遣元での通算雇用期間は3ヶ月だが、同じ職場に1年の派遣見込みがあるため、③「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と④「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」(③の内数)に計上する。

⑤日雇派遣労働者	2	法第30条 雇用安定措置の対象
----------	---	-----------------

(3) 派遣先に関する事項

⑥登録者 ※		①派遣先事業所数 (実数)	8							
※登録制度のある事業主のみ										
②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)										
総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	5	3	1	1	10	15			

報告対象期間内に締結した個別契約件数。3月末決算の場合は、R4. 4. 1~R5. 3. 31の間に締結した個別契約が対象となる。例えばR5. 4. 1からの派遣をR5. 3月中に締結した場合は、今回の事業報告

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

派遣実績がない場合○印を記載する

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育					
教育の内容	教育の方法の別 1 座学 2 実技	1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	
イ 5	腰痛防止教育	1	1	10	1
ロ 6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	10	1
ハ 7	危険予測訓練	1	2	10	2

労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項第5号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があります。また、第8号については、該当する教育を行った場合は具体的な内容を記入すること。

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)	
氏名又は名称	所在地
株式会社A	東京都千代田区
株式会社B	東京都港区
株式会社C	東京都中央区
D区役所	東京都新宿区
有限会社E	神奈川県横浜市

所在地は区市町村まで記載

労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号までの該当する番号(1~8)を記入

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	1	1	1	1

キャリアアップ以外のもの。第6面の訓練内容は含まない。

報告対象期間内に雇用安定措置を行った人数 (報告期間末日現在の実人数である(1)②派遣労働者の総計と一致しません)。

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の締結人数	5
ロ	紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	4
ハ	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	4
ニ	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用になった労働者数(人)	2

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置)を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数		教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置		
計	30	4	3	15	5	8	6	2	2	
3年見込み	3	2	2	1		1				
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2		1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			
1年半から2年未満見込み	5			2	2	2	1	1	1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		
1年未満見込み(※1)	10	1	1	6	2	2	1			

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金** (給与、交通費、賞与など労働の対価。諸手当を含む) を

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額) に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は

	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師								
13 保健師、助産師、看護師								
14 医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								
・								
・								
・ (略)								
・								
・								
99 分類不能の職業								

複数の業務に派遣されている者は、**主たる業務**にのみ記入

業務ごとの合計
業務の数 = **全業務平均** (小数点以下四捨五入)

例：派遣料金 (消費税を含む)
 派遣労働者平均 18,667 = (30,000 + 12,000 + 14,000) ÷ 3 (↑四捨五入した金額)
 無期雇用派遣労働者 22,000 = (30,000 + 14,000) ÷ 2
 有期雇用派遣労働者 20,500 = (29,000 + 12,000) ÷ 2

派遣先から得た [派遣料金] の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間

全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、それぞれ計算式を当てはめる。
 (小数点以下四捨五入)

派遣労働者の [賃金] の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間

全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、協定対象それぞれ計算式を当てはめる。
 (小数点以下四捨五入)

日本標準職業分類 (中分類) に基づく職種別に算出して記載 ※職業分類については、総務省ホームページで検索できます。

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記

様式第11号 (第5面)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機			
4-4 通訳、翻訳			
4-5 秘書			
4-6 ファイル管理			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均
(小数点以下四捨五入)
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記入

令第4条以外の業務も含む賃金の平均
(小数点以下四捨五入)
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記入

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

(提供方法は複数選択可)

マージン率等(※)については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

(※) 事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間) (注) 下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、インターネットによる情報提供は必要となる項目です。

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、必ず「職務経験あり」か「知見あり」のいずれかに記入

- 「職務経験あり」
- 人事部門で3年以上の経験がある
 - 過去にキャリアコンサルティング経験がある 等

様式第11号 (第6面)

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

報告対象期間中の派遣労働者の人数 [全派遣労働者数 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した者の人数]

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数		実施した者の人数	
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	40	30	30	25

1、2、3 いずれかに○その番号ごとに報告書(6面)を別葉で作成すること。
※該当のない番号の報告書(第6面)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1	
(ロ)	10				10								
ロ 職種別訓練													
(イ) システム設計・技能研修	2	2	4	4	40	40	20	20	1	1	1	1	
(ロ) OA機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5					
ハ 職種転換訓練	2	2	4	4	20	20	12	8	2	1	1	1	
(イ) ワークスタイル多様化研修	5	5	3	2	5	5	3	2					
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修		4	4	4	20	10	10	10	1	1	1	1	
(ロ)		10	5	5	10	5	5	5					
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	2	2	3	3	5	5	3	2	1	3	1	1	
(ロ)	5	5	3	2	5	5	3	2					
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					105	105	55	50	1~3年目のaの合計 (c)			265	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1~3年目のbの合計 (d)			25	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					10	10	11	10	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			10	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)									1,500				

教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載

様式第11号 (第7面) (第8面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記入

* 当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く

* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

計算例

協定対象の無期雇用派遣労働者

<①の合計>25+2=<②の合計>20+2+5=27

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者
令和5年6月1日に実際に派遣された労働者(日雇以外)の実人数	25	25	6	6	2	2	9	9
42	25	25	6	6	2	2	9	9

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
・ (略)					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20	8	8
・ (略)					
25 一般事務従事者	10	2	2	2	2
26 会計事務従事者	2				
・ (略)					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
・ (略)					
99 分類不能の職業					

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載
※職業分類については、総務省ホームページで検索できます。

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者
3	3	3		

事業所ごとに特定製造業務への労働者派遣の届出が必要です。届出が無ければ「物の製造の業務」へ派遣はできません。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

〈第9面⑤⑥⑦〉

実際に6月1日に派遣した日雇労働者の実人数を記入

* 当日派遣していない者は除く

* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OA インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		

第9面⑤の人数のうち、「i ~ iv に該当しない者」欄の日雇派遣労働者は、必ずいずれかの業務に該当する
複数の業務に対して派遣している場合は、**主たる業務**に記入

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日現在の登録者数
(6月1日当日に派遣されている者を含み、かつ、1年以内に派遣されたことが無い者を除く)

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

--

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月1日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含める